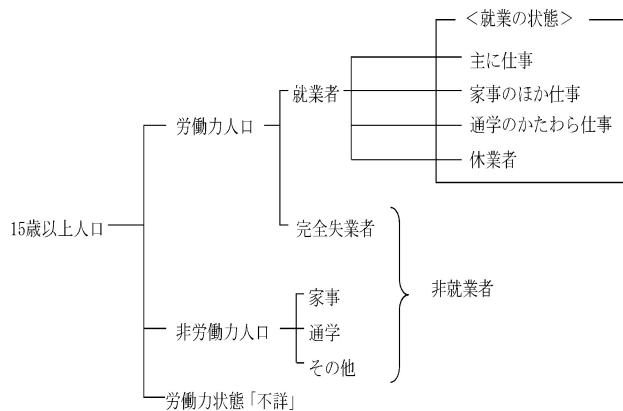


用語の解説

労働力状態

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査期間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口ー就業者と完全失業者を合わせた人

就業者ー調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査期間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇で休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めている。

主に仕事ー主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

家のほか仕事ー主に家事などをしていた、そのかたわら例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事ー主に通学していて、そのかたわら、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者

- (1) 勤めている人が、病気や休暇で休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇

用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

完全失業者ー調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつハローワークに申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口ー調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

家事ー自分の家で主に炊事や育児などの家事をしている場合

通学ー主に通学していた場合

その他ー上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

労働率

15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいう。

$$\text{労働率} (\%) = \frac{\text{労働力人口}}{15\text{歳以上人口} (\text{労働力状態「不詳」を除く。})} \times 100$$

従業上の地位

就業者について、調査期間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分でした。

雇用者ー会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員ー勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員—労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他

- (1) 就業の時間や日数に関係なく「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人
- (2) 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員—会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がある人

雇人のない業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者—農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者—家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産業

産業とは、就業者について、調査期間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものという（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

※ 令和2年調査の産業分類は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっている。

《注意点》

- 1 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によって分類している。
- 2 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類している。
- 3 報告書等では、産業大分類を3部門に集約してい

る場合があるが、その区分は以下による。

第1次産業	A 農業・林業
	B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業
	D 建設業
	E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業
	G 情報通信業
	H 運輸業、郵便業
	I 卸売業、小売業
	J 金融業、保険業
	K 不動産業、物品販貸業
	L 学術研究、専門・技術サービス業
	M 宿泊業、飲食サービス業
	N 生活関連サービス業、娯楽業
	O 教育、学習支援業
	P 医療、福祉
	Q 複合サービス事業
	R サービス業（他に分類されないもの）
	S 公務（他に分類されるものを除く）

従業地・通学地

自市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅—従事している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従事者や住み込みの従業員などの従業先はここに含まれる。

※ 農林漁家の人が、自宅の田畠・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外—常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の人

他市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合（=「流出人口」）

自市内他区—常住地が政令指定都市或いは東京都特別区にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村—従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

例) 常住地が北九州市門司区にある人で、福岡市博多区に従業地・通学地がある場合

他県—従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

《注意点》

- 1 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っている。
- 2 ふだん学校に通っていた人であっても、調査期間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「従業者」としている。

6歳未満の世帯員のみ – 6歳未満のみ

6歳未満の世帯員と女性のみ – 6歳未満の人と6～64歳の女性のみ

女性のみ（6歳未満及び65歳以上の者を除く） – 6～64歳の女性のみ
その他 – 上記以外

夜間人口と昼間人口

常住地による人口＝夜間人口

調査時に調査の地域に常住している人口である。

従業地・通学地による人口＝昼間人口

次により算出された人口である。

A市の昼間人口 = A市の夜間人口 - A市からの流出
人口 + A市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定的な移動は考慮していない。

従業・通学時の世帯の状況

一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分したもので、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通学者か通勤者かにより、また、「通勤・通学以外の世帯員がいる世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分している。

通勤・通学者のみの世帯 – 世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯

通勤者のみ – 世帯員のすべてが通勤者である世帯

通学者のみ – 世帯員のすべてが通学者である世帯

通勤者と通学者のいる世帯 – 世帯員に通勤者、通学者ともにいる世帯

65歳以上の世帯員のみ – 65歳以上の人のみ

65歳以上の世帯員と6歳未満の世帯員のみ – 65歳以上の人と6歳未満の人のみ

65歳以上の世帯員と6歳未満の世帯員と女性のみ – 65歳以上の人と6歳未満の人と6～64歳の女性のみ

65歳以上の世帯員と女性のみ – 65歳以上の人と6～64歳の女性のみ